

(様式)

記載例(農事組合法人用)

農地所有適格法人報告書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

法人の事業年度の始まりと
終わりの年月日の記載をし
てください。

年 月 日

松本市農業委員会会長 殿

報告書提出年月日

主たる事務所の所在地 松本市丸の内3-7
名称及び代表者氏名 農事組合法人まつもとファーム
代表理事 松本 太郎
電話番号 0263-34-3000(法人)
090-0000-0000(代表者携帯)

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名	農事組合法人まつもとファーム 代表理事 松本 太郎	
主たる事務所の所在地	松本市丸の内3-7	
経営面積(ha)	所有農地の有無	有 ・ 無
	田	9.0(松本市8.2 ○○○市0.8)
	畑	3.5(松本市2.0 ○○○市1.5)
	採草放牧地	
法人形態	農事組合法人	

松本市以外にも経営農地が
ある場合は内訳を記載して
ください。

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

農業以外全て記入

区分	農業		左記農業に該当しない事業の 内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
実績	米、小麦、大豆	農作業受託	
翌事業年度の計画	米、小麦、大豆		

農業以外の売上高について記入してください。
※農業の売上高が過半を占めていることを確認します。

(2) 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
報告対象年度の2年前(実績)	15,100,000円	0円
報告対象年度の1年前(実績)	15,600,000円	0円
報告対象年度(実績)	16,120,000円	0円
翌事業年度の計画	16,300,000円	0円

構成員の要件((1)、(2)とも)
農事組合法人⇒組合員
であることが必要です。

号関係

構成員全ての状況

- (1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、
協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社、農業経営基盤強化促進法に基づく者等)

常時従事者とは…農業(関連事業を含む)に携わる日数が
①年間150日以上、または②「構成員一人当たりの年間総
労働日数×2/3」(この日数が60日未満の場合は60日)
以上あれば要件を満たします。
(例)300日(法人年間総労働日数)/4人(構成員数)×2/3
=50日⇒60日未満のため60日以上が要件

氏名又は 名称	住所又は主たる 事務所の所在地	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	議決権の数		構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委 託の内容
				株主 総会	種類 株主 総会	農地等の提供面積 (㎡)		農業への年間従事 日数		
						権利の種類	面積	直近実績	翌事業年度 の計画	
松本 太郎	松本市丸の内3-7	〇〇		1		所有権 賃貸借権 使用貸借権	9,000 5,000 6,000	300	300	
松本 花子	同上	同上		1				300	300	
松本 二郎	同上	同上		1				300	250	
松本 三郎	同上	同上		1				200	200	

「住所又は主たる事務所の所在地」「国籍等」
「在留資格又は特別永住者」の欄は、総株主の
議決権の100分の5以上を有する株主又は出
資の総額の100分の5以上に相当する出資を
している者について記載

所有権…自己所有農地を法人に提供(出資または譲渡)
賃貸借権…自己所有農地を利用権設定等して法人と賃
貸借契約(有償)を締結しているもの
使用貸借権…自己所有農地を利用権設定等して法人と
使用貸借契約(無償)を締結しているもの

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数:300日

- (2) 農業関係者以外の者((1)以

農事組合法人においては、「株主総会」の欄に議決権の数と
割合をそれぞれ記載してください。
※「種類株主総会」の欄は記載不要です。

氏名又は名称	住所又は主たる 事務所の所在地	国籍等	在留資格又は 特別永住者	議決権の数	
松本 四郎	松本市丸の内3-7	〇〇		株主総会	種類株主 総会
				1	

農業関係者以外の者の議決権が
2分の1未満(50%未満)である
ことを確認します。

	議決権の数		議決権の割合	
	株主総会	種類株主総会	株主総会	種類株主総会
(1) 農業関係者	90		90%	
(2) 農業関係者以外の者	10		10%	
計	100		100%	

「農業法人に対する投資の円滑化に関する
特別措置法(平成14年法律第52号)第5条
に規定する承認会社」とは農水省の承認を
受けた投資会社・投資組合です。

として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	翌事業年度の 計画	直近実績	翌事業年度の 計画
松本 太郎	松本市丸の内3-7	〇〇		代表理事	300	300	300	300
松本 花子	同上	同上		理事	300	300	300	200
松本 二郎	同上	同上		理事	300	300	250	300
松本 三郎	同上	同上		理事	200	200	200	200

役員のうち過半数は法人の農業に常時従事(原則年間150日以上)する構成員(議決権のあるもの)であり、農作業従事者(年間60日以上)である役員または重要な使用人が1名以上必要です。
記載例の場合、役員が4名のため、このうち法人の構成員である農業常時従事者が3名以上、かつ、農作業従事者である役員または重要な使用人が1名以上いる必要があります。

農作業とは農業に直接必要な作業のことをいいます。
帳簿等への記帳事務や集金などは含みません。

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	翌事業年度の 計画	直近実績	翌事業年度の 計画

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含みます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
 - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - エ 農業生産に必要な資材の製造
 - オ 農作業の受託
 - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「2(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「2(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しないの事業」欄に記載してください。
- 4 「3(1)農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の議決権の数とともに、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を括弧書きで記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

また、法人が農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人である場合には、同法第16条の5に規定する提携事業者該当する構成員の氏名又は名称に○を付してください。
- 5 「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法(平成17年法律第86号)第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。
- 6 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3(1)農業関係者」の「農地等の提供面積(㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

- 7 2、3及び4の翌事業年度の計画の欄は、報告に係る事業年度の翌年度の計画を記載してください。
- 8 2の翌事業年度の計画、3の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等及び翌事業年度の計画並びに4の国籍等及び翌事業年度の計画の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください(ただし、3の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。)。

国籍等は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」)を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記載してください。

なお、4の(2)については、4の(1)の理事等のうち、法人の農業に従事する者(原則年間150日以上)であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。